

随意契約（相手方指定）調書

件名	制度運用変更に伴う荒川区障がい者福祉システム改修業務委託（令和7年度作業分）	No.5200273
工（納）期	令和7年9月30日	
契約締結日	令和7年4月1日	
契約金額	3,757,600円（消費税込み）	

契約相手方	富士通Japan株式会社 東京公共ビジネス統括部 (法人番号：5010001006767)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件 名	制度運用変更に伴う荒川区障がい者福祉システム改修業務委託（令和7年度作業分）
指名業者 （案）	名 称 富士通Japan株式会社 東京公共ビジネス統括部 所在地 東京都大田区新蒲田1－17－25 代表者 統括部長 高橋 章史
特命理由	本件は、令和7年4月に実施される同一世帯に複数の障がい児がいる場合の上限額管理結果票の電子化及び就学前障がい児の発達支援無償化にかかる認定手続の簡素化に伴い、障がい者福祉システムの改修を委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 本件の作業を正確に行うためには、現行システムの構成や特性、運用方法等に関して精通していることが不可欠である。 ② 上記業者は、現行システムの導入及び運用保守事業者であり、当該システムのソフトに係る著作権についても保持していることから、本件業務を実施可能な唯一の事業者であり、現行システムを熟知している上記業者であれば、限られた期間における円滑かつ確実な履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）